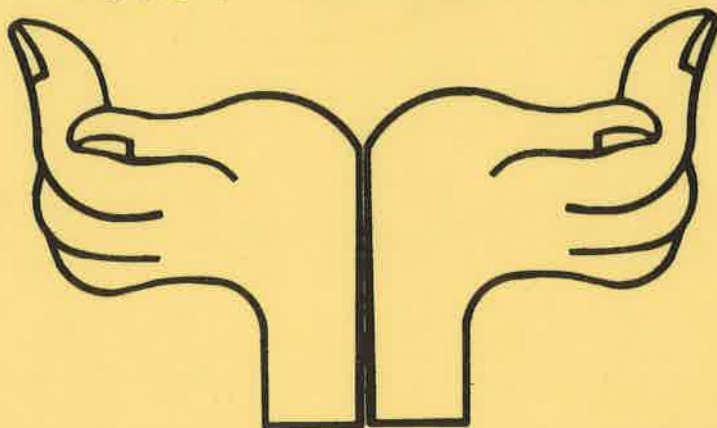


民闘連

ニュース

1977. 3 第19号



目 次

■民族差別とは何か (終)		
川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会		1
■日本人教師への希望	尹 洋子	3
■・連載論壇・日本人にとっての在日韓国・朝鮮人問題		
問題は山積している	飛田雄一	4
■日本人と在日韓国・朝鮮人 (下)		
— その「主体的」関わり合いを検討する —	谷口智彦	6
■在日韓国人の地域実践活動報告		
— 川崎 — 奨学金闘争がめざすもの		11
■ミニ情報		14
■資料案内		18
■編集後記		20

民族差別とは何か (終)

川崎市の奨学金制度における 民族差別を糾す委員会事務局編

■地域の現実に密着した民族教育を!!

民族教育というものが以上のように考えられると、保育園における日本人クラスのあり方も日本人クラスの教育理念はどうあるべきかという発想ではなく、この地域におけることもとっていかなる教育が必要とされているのかという観点から検討されるべきであろう。われわれが同胞子弟にとって最も必要な教育(民族教育)を志向するとき、それはひとり同胞子弟だけにとどまらず、日本のこどもにとっても必要なものである筈である。地域の問題性——われわれはそれを民族差別を生み出している社会の問題性をとらえる——は、在日同胞子弟に顕著であるとしても、この地域に住む日本のこどもにも同じく現われていると見なければならぬ。

そういう意味において青丘社桜本保育園で問われていることは、まさに地域の現実に密着した教育をすることであり、それは民族差別を克服する教育をいかに進めるかという理念をかかげ、具体化することである。

保育園における歩みを概観してきたが、それは学園を含めた青丘社のあり方にまで及ぶことは言うまでもない。

現在学園においてよく言われていることは青丘社というのは地域活動をする場であるから地域にある諸々の問題(そのうちのひとつに民族問題があり)を日本人と韓国人が各々分担しあいながら共同してやっていける。それが共同闘争だというものである。

青丘社の存立意義をめぐる根本問題であるので、その考え方の是非を検討したい。

まず、学園の日本人教師は、青丘社はどういう場であるという理解から学園に来るようになったのだろうか?地域活動をするという理念を掲げている団体はこの地域にいくつかある。どうしてそういう団体ではなく、この青丘社という場で地域活動をしようとするのか?

思想・信条に関らず生活レベルの問題として民族差別を克服するということが、それが同胞民衆のみならず日本の民衆にとって必要なことであるという命題が成立するのでなければ、この青丘社の存立意義はなくなるのではないか。もし青丘社における共闘ということが、民族差別と闘い克服することは在日朝鮮人の解放にとってのみ必要な課題であるとして、その闘いを相対化し、地域問題の一部として位置付けるものであるのならば、それは結果として、民族差別を克服するということの歴史的・社会的な意味を矮小化するのみならず、闘う力を削ぐことになるということをおかねばならないだろう。

しかしながら新しく学園に来るようになった日本人教師が混乱していることの原因は、根本的には、青丘社の存立意義と闘う目的をきちんと説明しきれなかった、彼らを指導しきれなかった同胞側にあると見るべきであろう。われわれの方で、民族差別と闘いそれを克服するということが同胞にとってのみならず地域社会にあって、いかなる意味をもっているのか、大きく言えば、在日朝鮮人の解放は日本人の解放と実質的にいかなる関係にあるのかということを実践的に、そして理論的

に充分解明できなかったことが青丘社の意義をめぐる混乱を招いたのである。今後、実践を通して、在日朝鮮人の解放なくして（民族差別の克服なくして）日本人の解放はないということが理論的にも深められなければならない。

今、学園において、青丘社全体において議論されなければならないのは、真に民族差別を克服する運動、教育をなすことは地域全体の解放を志向する質をもたねばならないというテーゼの是非ではなく、そのテーゼを具現化するにはどうしたらいいのかということである。

目の前の個々の事例を追うことから全体像は作れない。明確な中心軸を据えることによって、即ち運動の全体像と目的をはっきりと設定することの中で、個々の事例に対して責任をもってあたれるのである。そのことは部落解放教育が部落解放という中心軸をもつ中ではじめて、地域にある在日朝鮮人や障害児の問題にまで責任ある運動がくめるようになった——未だそれはごく一部でしかないが——ということからしても、類推されるであろう。

さて、最後に、川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す運動が、どのような意味をもつのかということに言及したい。

われわれは先に、同化という現象の中で具体的にこどもがどのように非人間化されているのかを知らねばならないという結論に達した。差別を観念的にとらえるのではなく、社会生活における実際の姿に肉迫しなければいけないということである。

われわれが日立闘争を闘ったとき、あれは朴君の生活権の確保という観点からして非常に切実で具体的な闘争であった。しかしそれ以降、たとえば児童手当、市営住宅闘争のとき、われわれは権利における不平等という観点から民族差別を問題にしたのであり、権利における不平等が社会生活の上において在日朝鮮人にいかなる状況を強いているのかといった、実態にまで肉迫できなかった。

行政闘争は在日朝鮮人に対する制度上の不

平等をなくす闘いではない。不平等をなくす闘いを通して、生活と人格破壊をもたらしている社会的実態（それが差別の本質である、／＼）を変えていく闘いなのである。行政における制度上の差別が問題であるならば、それをなくすればことは済む。しかし行政の責任を追求するのは、在日朝鮮人の抑圧された社会的状況を放置することによって、ますます差別を拡大しているからである。

行政上の制度が変わることによって在日朝鮮人の社会的実態がすべて変わる訳ではない。社会的実態を変えるのは朝鮮人自身の力であり、それなくしていくら制度が改善されてもそれは所詮、恩恵にしかすぎず、何の足しにもならない。

われわれ青丘社の力量が圧倒的に不足しているとき、この行政闘争にいかなる目的を設けるべきなのか。それは一言でいえば、具体的に勝利していく過程において民族差別を克服するための力量を貯えるということにつきる。

地域の日本人民衆は東京新聞の記事を肯定するような意識をもたされている。朝鮮人もまた然りである。また朝鮮人民衆は自らの生活の要求を具体化する場をもたない。このような現実の中でわれわれは闘いを組もうとしているのである。

全地域的に展開されるべき署名活動を通じてわれわれは、まず地域住民の実態を知ること、朝鮮人のみならず、日本人民衆が何を求めているのか、を知らねばならない。そしてその署名活動を通して、それをテコとしながら目的意識的に学園の父母に、そして多くの住民に働きかけ、彼らから学び、彼らと共に闘わねばならない。

われわれの目的は、在日朝鮮人の生活と人格破壊をもたらす民族差別に対して多くの同胞と共に要求を出して闘い、そしてそのような民族差別が存在しているということ自体が日本人民衆の解放を疎外していると考えた日本の友人とともに、この地域全体の解放を志向するところにある。

事務局で準備した資料をもとにして、各現場で十分な討論がなされ、われわれの教育戦線の目的と意義を明確にしながら、地域に肉迫した実践がなされるように期待してやまない。

なお、この一文は事務局の韓国人メンバーによって書かれたものであるが、これがひろく叩き台として読まれることの意義について日本人メンバーとの意見の一致をみたので、事務局案として出すことになったものである。

日本人教師 への希望

尹 洋 子
(ユン ヤン ジャ)

2月27日、私は東京北部の日本人教師達の集まりにオモニの会の一員として参加しました。会長の宋(ソン)さんも中学二年と一年の娘さんを連れて出席されました。

私は宋さんからこの話を聞いた時に、日本人の都立高校の先生方が在日同胞子弟の教育をどう考えてくれているのか期待して、参加することにしました。

会の始めに、宋さんが日本学校でどの様にして自分の子供達を本名にきりかえていったのかを体験的に話され、それから一人一人の教師の思っていることなどをききました。

参加者の先生方は20数名でしたが、日本人の高校の教師がこんなにも私達の子供達の実態を知らず、また、誰が韓国人・朝鮮人子弟の子供であるのかも皆目わからないという先生が多くいたことに驚かされました。

私も6年を頭に4人の子供のオモニですが川崎のオモニの会にかかわるまでは、民族心とか本名などにはまったく考えていないオモニでした。毎日毎日、忙がしい生活と育児におわれ、子供の教育を真剣に考える暇などなかったのです。しかし、川崎のオモニの会に参加するうちに少しずつそれまでの自分の考えが変わっていき、オモニとしての私の生き方がどんなに大切なのかわかりかけてきました。

子供達に本名のお話をするのですが、なかなか

か聞きいれてくれません。今年中学に入る長男は「同級生も多くが同じ中学に入るし、高校になったらみんな違う学校に進むので本名にしてもいいよ」といっています。この言葉を聞いて私は本当に驚きました。

親の私達はたとえ、日本名を通称として使っていることも韓国人であることをかくしたこともなく、子供達には家庭で自然に教育したつもりが、いつの間にか子供達はこんなに自分の民族を恥と思い主体性のない子供に育っていたのです。本当に素直だった子供達が、私の今の力ではどうすることもできない程、傷ついていたのかと思うと、悔しさと悲しさで胸が一杯です。どうして日本学校に在学する小学生の子供達がこんなにむしばまれていくのでしょうか。教育の場だけは差別と偏見があってはいけないのに。

今の私は子供のオモニとして反省することばかりですが、オモニの会の友達に支えられながら一人の人間として、しっかり生きていきたいと思います。また、私達同胞子弟の教育をまじめに考えて下さる日本人教師達の暖かい心に希望を持ちながら勉強していきたいと思います。

今回の話し合いに参加して、一人でも多くの日本人教師達が同胞の子供達の為に少しでも多く勉強して私達の子供の為に(それが日本人の子供のためでもあるということに確心を持って)各学校で信頼される教師になって下さることを願いながら家路に着きました。

(川崎・子供を見守るオモニの会)

●連載論壇●

日本人にとっての 在日韓国・朝鮮人問題 (4)

「問題は山積している」

— 主観的朝鮮問題方法論 —

飛 田 雄 一

日頃、考えている自分なりの朝鮮問題についての方法論のようなものを書いてみたい。方法論というようなカッコいいものではなく自分で自分をこのように納得させて自分なりに取り組んでいるということである。

“朝鮮”について、日本人に取り組まれなければならない課題はたくさんある。その課題は、政治的な問題に限らず思想的、経済的、社会的、あるいは学問的分野に広範囲に存在している。

たとえば、在日朝鮮人の基本的な人権が守られておらず、単純に日本人と朝鮮人を「ゆりかごから墓場まで」比べてみても、様々な差別がうかび上ってくる。地方自治体によっては支給されるようになったとはいうものの児童手当の問題、「恩恵」としての義務教育（一方における民族教育の抑圧）、進学・就職における差別、各種社会保障制度からの朝鮮人排除等、数え上げればきりが無い。税金納付など義務を課せられていることと考えあわせて、「ゆりかごから墓場」までを計算すれば在日朝鮮人の被る不利益は甚大なものであろう。このような不利益の他に、外国人であるとして外国人登録証なるものを14才をすぎると常時持ち歩かなければならず、指紋

も登録され、出入国管理令という法律に拘束され、強制送還されることもありうる。また日本社会に今なお根強く残り再生産されている日本人の朝鮮人差別思想により有形無形の差別をうけなければならない。文字どおり在日朝鮮人には市民権が与えられていない。

在日朝鮮人についてこのように解決されなければならない様々な課題がある。

また“朝鮮学”のようなものを考えてみても課題は山ほどある。外国語大学に朝鮮語学科のある大学が2校しかないことは知られている。朝鮮史の学科はなく、朝鮮文学の学科も聞いたことがない。日本において“朝鮮”が学問の研究対象になりにくい、あるいは研究対象として認められていないということは日本の思想状況をそのまま表わしている。

“朝鮮学”もまた学問としての市民権を得ていない。朝鮮語、朝鮮文学、朝鮮史が市民権を得て研究されなければならないし、在日朝鮮人の法的地位に関する研究も重要であり、研究課題は沢山ある。

さて、あらゆる分野で“朝鮮”について実践あるいは研究される必要があるがそれらの関連性はどうなっているだろうか。

大きく見れば関連性を持っているだろうが私達が具体的に課題に取り組むとき、その関連性が見えない。例えば、行政差別を撤回させる実践と朝鮮語の勉強は直接的な関連がない。ここで私は「直接的な関連はないが大きな目で見れば関連がある」という事を言いたいのではない。むしろ、「関連性がない」という事を言いたいのである。関連性がなくても行政差別を撤回させる実践と朝鮮語の勉強はともに必要なことであり価値のある事なの

である。だいいち、朝鮮語の勉強が行政差別撤回の実践につながるなどというのはできずぎている話である。

また政治的にトータルな視点から見た時にこういう事も問題になる。たとえば、日本人Aの利益と在日朝鮮人の利益は一致しているので、日本人民の解放が在日朝鮮人の解放につながる、あるいは在日朝鮮人の解放が日本人民の解放につながるという考え方である。このような考え方は基本的に正しいと言えるが、日本の社会はこの基本的な正しさがストレートに反映するようにはなっていない。両者の利益は一致すると言っても実際に相反するケースが多い。現実が生じるこの不一致に注目する必要がある。この不一致こそ在日朝鮮人のおかれている立場を表わしている。

このような不一致は例えば日本の労働運動と行政差別撤回闘争の間に生じることもあるだろうが、ここで大切なのは両者を早急に、観念的に結びつけて実践することではなしに両者のそれぞれの重要性を認識してそれぞれの実践をすることである。少し極端に言えば労働運動の前進に役立たないとしても在日朝鮮人への不当な行政差別に対しては闘わなければならないのである。

この不一致の問題に関連して次のようなことも考えられる。一人の日本人が一人の在日朝鮮人の強制送還に反対して運動する場合である。

例えば、「強制送還に反対する運動をすることにより日本人は何を得るのか」という設問を立てたとしても、すっきりとした答は出てこない。答えるとすれば、大きく政治的に見たまわりもった答えか、自己の内面における変革ということだろう。このような答えに確信を持ち運動に参加できるにこしたことはないが、この設問に答えを出せなくてもやらねばならぬことはやはりやらねばならない。一人の在日朝鮮人の強制送還が不当なことであればそれに対して運動を行なうことは正当なことであり、必要なことである。解決せねばならない事件が起れば自己の変革をもたさなくても解決せねばならないのである。

自己の変革のために運動に参加するというのであれば本末転倒である。もし自己変革というものがあればそれはあくまで、運動に参加する理由でなくて運動に参加した結果である。自己変革を伴わない運動があってもいいとは決して思わないが、以上のことは大切なことである。

いいかえれば、送還されようとしている朝鮮人の利害と支援運動をする日本人の利害が簡単に一致しないということである。「その朝鮮人に向けられた攻撃と支援する日本人に日常的に向けられている攻撃は同質である」と言ってみてもそこにはかなりの距離がある。この距離が長いということが渡々述べているように日本の現状であり、在日朝鮮人のおかれている状況なのである。重要なことはこの距離を観念的に縮めることではなしに、距離をきちっと測り運動することである。場合によってはその距離が長いために両者の利害が一致しないことがあるかもしれない。そういう場合は、運動により自己変革がもたらせなかったり、自分との関連性を全く見い出せなかったりするかもしれない。しかし、その距離とかかわりなくやらねばならぬことは現実に沢山あるのである。

結論的に言うと次のようになる。

“朝鮮”については、研究の領域から実践の領域まで取りくむべき課題が山積みされている。それらの課題は相互に関連性がないことも多いし、日本人の主体と照らし合わずますますその関連性を見い出すことがむづかしい。このような関連性のなさが、“朝鮮”をめぐる日本の差別社会の反映であることを踏まえた上で、相互関連性を火急に追うことなく、山積みされている課題、現実に解決を必要とする問題をひとつずつ取り組んでいくことが必要である。

（むくげの会・世話人
神戸市垂水区多聞台3丁目10-25
-101）

・むくげ通信発行・隔月刊 1年分 千円
・同 '76年合本 600円(〒160円)

日本人と在日韓国・朝鮮人

—その「主体的」関わり合いを検討する— (下)

谷口智彦

●日本人と在日韓国・朝鮮人の「主体的」関わり合いとは

以上、「二」に於ては日本人の「自己さんげ」の心情を、「三」に於ては朝鮮人の「告発」を、それぞれ見てきた。

さて、とりわけ初めて日本(人)と朝鮮(人)のあり様に眼を向け始めた日本人が、呉林俊のような発言に触れて、「贖罪意識」を強く抱くということは、(玉城素の言を俟つまでもなく)ある意味では当然のことだと言える。問題は、それではそこからどうするかということなのだが、＜告発⇔自己さんげ＞という対応のままではいつまでも両者の関係は不毛である。そうした日本人のあり方(また一方で韓国・朝鮮人のあり方)を考える際、冒頭でその一部を引いた佐藤勝巳の論文は極めて示唆に富むものだと思うので、これをもう一度見てみたい。

この論文は、申君裁判の推移の中で起きた1つの事件に関連して書かれたものであるが事実関係はここでは省略する。そこには「実践によって試されたものではなく、知識の世界だけで身につけた」「贖罪意識」により、「優越感から一挙に劣等感へと」逆転した意識にあふれた日本人青年と、同様に、「対等な人間関係のなかで、実践を通して劣等感を克服したものではなく、相手の劣等感のうえに立って自己の劣等感を優越感に一転させた」地点に留まる韓国青年とがいた。しかし思うに、このような図式は、日本人と在日韓国朝鮮人とが行う「朝鮮問題」の場で、極めて一般的に見られるものではないだろうか。そ

こで繰り返される対応は、一方が告発、糾弾し、他方はそれをただうなだれて聞くというものである。そうした場では、韓国・朝鮮人は、自らの被差別体験や“三十六年の日帝植民地支配”を「臭わせる」だけで日本人をあやつることができ、日本人は日本人で、朝鮮人と共に何かをするということが、それだけで何か価値あることのように思うという、没主体的なものになってしまう。これからは前掲論文の焼き直しになるが、このような関係が「共闘」でも「連帯」でも何でもなく、不毛でしかないのは、そこでは相互の成長が望めないからである。黙って痛い所をつかれるままにいることが、面白いはずはない。そうした自虐的な自己抑制は、ひと度朝鮮人側のあらを握りでもすれば、どっと反動となって噴出するであろう。また一方日本人を糾弾するだけの韓国人・朝鮮人にも成長は無い。日本人の前では自己を甘やかすこともできるからである。

こうした関係はまさしくシーソーのようなもので、その緊張はいつ再逆転するか知れたものではない。しかも現在の日本人と在日韓国・朝鮮人の力関係から見て、ひと度日本人側の力量が増してシーソーが再び逆転するとそれはそのまま固定してしまいがちである。つまり反動が大きいだけによけいこの関係は危険である。

さて日本人に限って見る時、なぜこのような関係が一般に生起するのかを考えるに、ここでやはり、「1人1人の朝鮮人の顔を見ることができない。」ということが大きく禍いしているように思う。なるほど佐藤勝巳の

言うように、初めて接する朝鮮人は彼にとって恋い焦がれた相手のようなものであろうから、その朝鮮人が具体的にどういう人間なのか見当をつけることができない。その朝鮮人が、数多い在日韓国・朝鮮人の中でどのようなタイプに属するのか、信頼できるかできないか、そうしたことを知ろうとする眼でその朝鮮人を見る余裕が彼の中にあれば、相互にさらに生産的な関係が期待できるであろう。

それはともかく先に“成長する”という言葉を手紙に用いたが、では“成長する”とは如何なることかというならば、それは“自分達のやらねばならないことを、互いに自力でやれるようになる”ということだと言っていると思う。

ここまで来て、問題はいやでも実践について触れざるを得ないものになってきた。だが日立闘争という1つの個別実践を見る前に、日本人と在日韓国・朝鮮人の真に望むべき関係を考える為に重要な視点を与えてくれる、金時鐘と佐藤勝巳の対談「在日朝鮮人の主体性」を見ておくこととする。（解放教育選書8『さらされるものとさらすものと』所収、75年、明治図書）

金時鐘は言う、「社会科学的には、『在日朝鮮人は好きこのんで日本にいたのではない。日本にいざるをえなかった歴史的背景があるのだ』というこたえ方はできる。しかし戦後三〇年も近くたったこんにちの段階では、在日朝鮮人が日本になおいつづけるその理由がただ歴史の所産だけでは『在留』そのものをうたがわれるのも無理からぬこと」だと、そして「だからこそ、もっと積極的に生きる在日朝鮮人の自己開示が迫られているともいえるのです。私たちが『主体性』というとき、まさにその自己開示の深度が問われてくる」と。少し長いがさらに引用する。「文学の世界でまだだれも、融和しあった同胞像を創りだしてきてないんですよ。差別者への論難だけが、まるで自己存在のすべてでもあるかのような打ち込みようです。またそれを多とし永劫日本人の鏡の役としての朝鮮人を期待する『心ある日本人』が澎湃として、“朝鮮ブ

ーム”をかたどっているのも、これまたどこかで積極的に生きる在日朝鮮人のなにかをそねている一面にだってなるわけです。少なくともこの『鏡の役』自身の内省、自己照射は論理の対象とはなっていないのですね。自己復元への希求を、在日朝鮮人は被差別という被害者意識におしとどめることによって、民族融和を空位にし、心ある日本人は、朝鮮人を自己の原罪意識が照射される対象に位置づけるあまり、朝鮮人の内部矛盾を看過し、温存せしめる。お互いが照射しあう地点に立ってない相関関係。そこで取沙汰されるヒューマンとアンヒューマン。こと日本人に対するかぎり、朝鮮人のもつ自家懂着も亀裂も、はたまたそれに捲みつかれ押れあっている情情までも、『対日』のなかで解消されていて不自然でない」と述べたあと、「日本で、なぜもっと大胆に私たちがそういう自己意志の開示をしないかということです。そうでなければ、在日朝鮮人が日本に在留する理由はもうほとんどないですよ。あるとすれば亡命集団としての在日朝鮮人であるか、もしくは帰化が当然のなりゆきであるところの流民の集落がそこにあるだけの話です」とまで、言い切るのである。

我々日本人がこの言葉をうけとろうとする時、等しく激しい差別をうける側にある1人の在日朝鮮人の口からこのような言葉が発せられるのを聞く時、我々はまさに“ふんどしをしめて”かからなければなるまい。「逃げも走りもできない」「いまだ日本の現実をなんとかできなくとも、なんとかする努力ぐらいしたあとでないと、恥ずかしくて…」という、この発言に対する佐藤勝巳の感想は、実に率直なものだと思う。この言葉は、ただ日本人を黙らせうつむかせるだけでしかない“糾弾”よりも、はるかに重く、我々日本人に「おまえ達はどうするのか」という問いをつきつけるものであろう。但し、だからと言って「ああそうですか。では日本人は日本人で勝手にやります。」ということにも単純になりは、しないのである。本当に、こういう言葉がまさに被差別の当事者である在日韓国

朝鮮人の側から発せられる時の、そのすさまじいエネルギーを、認識してかからねばならない。

金時鐘^{キムシジョン}の言は、「単純な言葉の一致」を我々日本人に要求するものではないのである。むしろ、「言葉」は完全に違うということを我々がしっかりと知ることが、要求されているのだ。日本人と在日韓国・朝鮮人の間にある“溝”は、決して単純に越えられるものなどではなく、金時鐘^{キムシジョン}の発言にある「お互いを照射しあう」とは、この溝をはっきり溝として認め、お互いがその両岸で互いの為すべきことをやるなかで、相互を検証しあってゆくということなのだと思う。

ここで、問題を日本人と在日韓国・朝鮮人の関係に絞って見てゆきたい。

従来一貫して、「心ある」日本人は在日韓国・朝鮮人に「鏡の役」を期待し続けてきている。しかし、ひょっとして、その「鏡」が勝手に曇ってしまうようなことなどないと思ってきたのではないだろうか。それは恐らく、「曇り」なのではないだろうか。自らの「善意」を、体を動かさずに表明することのできるそれは1つの手段であるが故に、恐らくそれは、主体的な行動をとることのできぬ(とろうとせぬ)日本人の、朝鮮人への甘えだったのではないだろうか。その証拠にはかならず在日韓国・朝鮮人の側から、「いつまでも鏡の役に終始してはいけない。」というような発言がなされることは、殆ど考えてもみなかった層が大部分ではなかったかと思う。自分が朝鮮人に鏡の役を期待することが、その朝鮮人にとってはマイナスになるのではないかという考え方を持った日本人も果して現在でもどのくらいいることだろう。

金時鐘^{キムシジョン}の言葉を今少し引用した。

「いつまでも訴える者と訴えを聞く者、それもうしろめたさをいっぱい背負ったかたちでその訴えを受けとめるという、あふれるばかりの善意のまぶしいみたいのところからお互いが動きだす必要を認めるべきです。そして、日本人は日本人で、いままで手の染めようのなかった、むしろ意識の内裡にタブー

としてあったものを、てらいなく朝鮮人に開示すべきですし、朝鮮人は朝鮮人で、日本人のみを論難するのではなく、自己をも照射しうる視点と論拠を合わせもつとき、両対極から徐々に手を差しあうこととなってゆくでしょう。」

この言葉を、ここでの一応の結論めいたものとしておきたい。

「仕事を提示し合う」ことによって、接点を見出した青年像一日立闘争の意味

「ほんとうに仕事を提示し合うようになり、「『連帯』と目されているものをどこかでふっ切り、「接点をまきぐり合」った(金時鐘・前掲書)運動、それが、日立闘争という場で為されたのではないかと思う。さていよいよ、彼らの実践レポート(『民族差別 日立就職差別糾弾』所載「＜座談会＞日立糾弾へのあゆみ」、高浪徹夫「朴^{パク}を囲む会この三年」)をもとに、そこでの日本人と韓国人の関わり合いがどうだったかを、それがなぜ個人々人を成長させ得る闘争だったかを主として高浪徹夫の意識の変遷を例にとって見てゆきたいと思う。

朴(パク)と高浪らの出会いは、まさに多くの偶然だった。その突差の「やらないかん」という意識で運動は始まるわけだが、その時の高浪ら日本人学生の発想は、「入管闘争」を課題とする「学生運動」に参加する者が、「在日朝鮮人へのさまざまな抑圧に対して闘う」ことは「自明」だとする、どこまでも「主体」や「生き方」から離れた学生運動レベルでのものでしかなかった。

同時に「重たそう」であることをも感じつつ朴と接してゆく中で、高浪は頭で描いていた朝鮮人イメージと、今日の前にいる朴との間にずれを感じるようになる。朴からは「差別された者の怒りを全く感じることができない」「植民地支配の犠牲者」であり「すさまじい状況下で闘っている」のが在日朝鮮人だと思ってきていたのに、「目の前にいる彼は……俺たちと全く変わらない青年」である。

このイメージのずれは、観念の世界と現実とのギャップの中で、当然の如く彼らを「めんくら」わせるものだった。

運動は当初日本人学生側が完全に主体となって進む。当事者である朴に在日朝鮮人の状況等を高浪から教えるなどという関係だった。朴から提出された手記に「在日朝鮮人問題が重いとは、このことなんだと、初めて実態にふれた」ような感想を持ちつつも、日本人と朴との関係は、「〔朝鮮人として、どう生きどう裁判をやっていくかという〕重い課題をせおう彼〔朴〕に、自分〔日本人学生〕がどう対していくのかという点を、それぞれ、ふれずにそっとしておく関係」でしかなかった。

そのようなうすべりの運動のあり方、「差別の現実を貫いて、その見方・視点そのもの」に真っこうから疑問を投げつけたのが、崔勝久（チオエ・スング、「Cさん」）の登場だった。高浪らはここで、「朴のすさまじい生活歴・差別の実態」が「朝鮮問題に対する見方や視点」からは切れた所にあるものとしてしか、今まで見てきていなかったことに気づかされる。こうしたことが契機となって、漸く「一から自分自身を点検してゆく」姿勢が芽ばえるのである。

運動の性質がひと度そのようなものに転換されれば、見栄えのする運動論や主張だけでは、事は済まなくなるのであろう。そうなった時彼らを支えるものは、「目の前の差別の現実から逃げださずに、できることをとにかくやってゆく以外ない」という、最低限のものとなった。

「風化した『政治用語』」は最早通用しない。「自分の生きさまと差別の現実」に照らした、自分の言葉」が語られるようになり、生き方を問ひあう実践の内実が、徐々にではあるが生み出されたとしていた。

高浪らの奮闘は、当然のこととして運動を「きれいごとではすまされ」ぬ（佐藤勝巳）ものにしていった。そうして彼らは朴と「大ゲンカ」をやり始めるようになる。「裁判はお前の裁判やないか。俺らが代行してどうなるんや」「自分でやり始めた以上、中心に腰

をすえろ」相互の関係を本当に大事にしようとするならば、この言葉は朴のために必らず発せられねばならぬものであった。言うべきことが言えるようになり、その中での照らし合いが始まったと言えるだろう。

内外の圧力の中、苦悩しつつ朝鮮人としての自己を取り戻そうと必死になっていた朴は、「生きてゆく上でのぎりぎりの選択＝朝鮮人宣言」をやったのけるまでに「急激に成長」する。「すでにぎりぎりの選択の上で、あともどりのきかぬ、しかも孤立無援の地平」に立つことを選んだ朴。それは、いやもうもなく高浪ら日本人学生のひとりひとりに、それまでの自分の運動へのあり方、自らの生き方を、厳しく問いつめるものだった。ここで始まる「朴の告発・糾弾と私たちの沈黙という構図」。各人は自分の生き方の模索でせいいっぱいになり、運動は沈滞する。それは、「最もしんどかった時期」であった。

各人が自らの生き方をそれぞれ選択（高浪は他の数名と共に川崎への住み込みをする）する中で、「朴君を囲む会」は「九・二関東大震災—朝鮮人虐殺五〇年集会」計画を精力済として再び始動し始める。この時期は、「同時に朴が最も荒れ、すさんだ時期でもあった」「同化裁判」との批判を浴び、内面の葛藤に苦しむ朴の「糾弾」のすさまじさはここで頂点に達する。「糾弾」に耐えきれず去って行く者もあった。しかしそこで高浪ら日本人学生をして気づかせた事柄は、その後の運動の方向性を大きく規定するものとなる。

「私たちは例によって彼にサシでやられながら、ここからはもう、朝鮮人同胞の力、あるいは朴の自力以外ないことを感じとった。少くとも私たちの自己さんげのレベルの対応は彼をダメにすることだけは確信をし、むしろ、九・二集会の準備に全力をあげた。」

告発糾弾、そして沈黙、高浪らは、その苦しさを本当によく耐えた。そして、そうした「あふれるばかりの善意のまぶしあい」ではもうなくなった。そこを越えた上で、自分達のやるべきことをやろうとする姿勢。「仕事の提示し合う」、「両対極から徐々に手を差

しあう」ようになってきた、としてよいのではないだろうか。

この視点は、兵庫解放教育の実践に触れることで、さらなる質のものへと発展してゆく。「対面者が、いかに現実に学んだか」ということは、その〔被差別者の〕差別者の糾弾にどのような質で共闘し、自力でどのような闘いを組みうるのかによって検証されなければならない」と。そして「その闘いの質は、何よりも朴鐘碩（パク・チョンソク）の苦闘を中心にすえて、そこから私たち一人一人が何を学び、どう変わってきたのかを日立に突きだすことによって作りあげられねばならない」と。

こうして会は日立糾弾へと突入してゆく。その後の経過は衆知の通りなので省略する。あえて付言するならば、この裁判闘争が画期的な勝利に終わったのは、そして歴史上初めて日本人と在日韓国・朝鮮人の「共闘」が成功したのは、日立糾弾に至るまでのこうした苦しい経過があったからこそのことだった。そこで日本人も朝鮮人も、互いの生き方を問い合いながら相互の主体変革を遂げ、言うべきことは言うという、語の真の意味に於ける緊張関係を作り出して行ったのだった。これなくしては、運動は必らず互解していただろう。そうしてまた、その運動の資を支えたものは、それに係わる人間の、最後までのがんばりであった。

このようにこの闘争では、＜告発⇄自己さげ＞という不毛な地平な克服された。またそこに係わった人間に、観念ではなく現実を見て離さぬ姿勢を生み育てた。それは、「溝を溝として認識した上で、双方から接点をまさぐりあう」（金時鐘、前掲書）という、日本人と在日韓国・朝鮮人の、新たな、そしてまさに望むべき関係の1つの成功例であったのであり、このような道もあるのだということに次に続く者に教えてくれるものであったのだ。

さて最後に、高浪、朴両氏の現在を簡単に

記すこととする。

現在の朴鐘碩は、日立に勤務しつつ“朴君を囲む会韓国人部会”が発展的に解消して成立した“川崎・在日同胞の人権を守る会”のメンバーの1人として、今後も同胞と共に地域を、自分達の生き方を、考えてゆこうとしている。一方高浪徹夫は、地域の職場に就職し、今は地域労組の結成という方向を考えているが、筆者にこう語ってくれた。

「日立は確かに僕を目覚めさせた。けれどももし『主体変革』という言葉を用いるとしても、それは僕にとって主体変革の『序章』とも言ふべきものにすぎないと思う。朴君がもし朝鮮人でなく部落民であったなら、とかあるいは地域の低辺労働者だったなら、といった場合、それが朴君の場合とどこが共通でどこが個有なのか。そうしたことを考えずして『対朝鮮人における主体変革』というような話は成立しないと考えている」と。客観的に記すことに後ろめたさを覚えつつもあえて言うなら、彼は今、日立という場で手にした問題意識の延長線上に「地域」を置いて、自分の拠って立つべき位置は社会の中のどの部分であって、そこにおいて自分は何をやってゆくべきなのかということ、つまり、今度はもう一度、「日本人の中へ返す」とはいかなることなのかを、考えてゆこうとしている。

（なおここでは高浪徹夫、朴鐘碩両氏を、あくまで日立をやり抜いた日本人と韓国人の1つの「モデル」として考えさせていただきました。）

六 あとがき

以上は、昨年（'76年）の11月に、私の属する入管問題に関するあるゼミナールに於て発表したものを、まとめたものである。このような形で公けにすることは、実は考えていなかった。

私は、「朝鮮問題」に関心を寄せ始めてからでも漸く2年と少しを経たばかりである。その点も含めて様々な面での未熟は、私自身

痛切に感じさせられる所であって、今回の掲載にあたってはそうしたことからのおこがましさを、やはりどうしても禁じ得ぬものだったことを最後に申し添えさせていただきたい。

(おわり)

註)

- ・敬称は原則として省略した。
- ・引用文中……は中略を示し、〔 〕は引用者による。
- ・「在日韓国・朝鮮人」「在日朝鮮人」単に「朝鮮人」と用語の不統一は、文脈から判断されるようお願いする。

在日韓国人の 地域実践活動報告

— 川崎 —

奨学金闘争がめざすもの

川崎・桜本における地域実践グループは、昨年末、川崎市教育委員会に対して「就学案内」を出すよう要求し、数回の交渉を持つ中で新たな問題として提起された川崎市の「奨学金制度」における民族差別を、地域ぐるみで取り組みつつ運動を展開している。

問題の奨学金制度は、要保護世帯（現に保護を受けているとしないにもかかわらず保護を必要とする状態にある世帯）の児童を対象にした、入学支度金（小・中学校入学者には1万5千円以内、高校入学者には5万円以内）及び、奨学金（高校生を対象に月額5千円）

の貸付をするという制度であるが、事実上の「国籍条項」を設け、在日韓国・朝鮮人が排除されている。

川崎・桜本の地域実践グループは、かつて児童手当、市営住宅の入居資格における行政の民族差別を撤廃させてきたが、教育を重点とした地域実践を展開する中でこの問題を重視し、取り組みを開始した。

さっそくこの問題に対処すべく「川崎市における奨学金制度の民族差別を糾す委員会」（在日大韓基督教川崎教会、社会福祉法人青丘社、桜本保育園、学習塾・桜本学園、学童保育ロバの会、在日同胞の人権を守る会、子供を見守るオモニの会等）が組織され、代表者に、李仁夏牧師（在日大韓基督教川崎教会、桜本保育園々長）と君島洋三郎牧師（日本基督教団生田教会、民族差別と闘う神奈川キリスト者連絡会世話人）のふたりが選出され、同時に各グループからも委員が選出され、事務局が設定された。

1月14日、市へ「公開質問状」を提出し31日に市からの第一次「回答文」を得たが「民族差別を糾す委員会」は、これを差別文書であるとして受取りを拒否し、2月18日の地域集会の席上において、再度市側の回答文を提出するよう要求した。

■市の回答文が何故差別なのか

第一次回答文の内容は「近年福祉行政に対する要望は、年々多様化しておりますので、御質問の新入学支度資金、奨学資金の貸付のように、市単独事業として実施せざるを得ない事業が多くなっている状況であります。したがって、国の補助対象外の事業に要する財源の確保が各地方自治体とも大変困難になってきております。市としまして、これらの財政事情を打開し、国の諸制度改善を促進するために、十大大都市局長会議等で協議し毎年国に対し要請を重ねているところであります。御要望の貸付制度の改善につきましては、更に今後十分に検討していく考えてあります。」というものであった。

市の回答文は、公開質問状の三項目、つま

り、「奨学金や支度金」が在日韓国・朝鮮人に「出されていないこと」自体が「川崎市における民族差別行政である」と指摘したうえで、①川崎市において在日韓国・朝鮮人の基本的人権が保障されていない理由、②入学支度金、奨学金制度において在日韓国・朝鮮人が排除されている理由、③借受人の保証人が日本人に限定されている理由、について何等の見解も、回答も示していない。このことはとりもなおさず市が、差別行政をおかしているということを認識できていないことの証明である。そして、差別行政撤廃にむけた市の基本姿勢が問われているという問題から、「財政上の困難」という金銭的な問題にすりかえようとし、さらにその責任を国に転嫁しようとしている。

こうしてみると市の回答文は、言葉の不足や、表現の誤りや足りなさというものでは決してなく、市当局の姿勢が差別を容認する体質にあるということが出来る。こうした欺瞞的姿勢と差別的体質が是正されない限り「十分に検討していく」というのは空文でしかなく、むしろ、差別を温存、肯定、陰蔽しようとする「差別文書」そのものである。

■差別撤廃の意志のない市当局

これまでに、市行政（民生局）との交渉は2月18日と3月7日の2回にわたってもたれている。

2月18日は、地域の拠点的な建物である韓国教会の礼拝堂に、地域住民と実践グループに関わる人々80名が結集するなかで、交渉がもたれた。

市側からは民生局厚生部長、課長、係長の3名が、回答文をたずさえて出席した。

地域住民の父母、アボヂ、オモニが注視する中でまず市の回答文が読みあげられた。

「本市の新入学支度資金及び奨学資金の貸付は、現行条例の規定により外国人には適用ができないことになっております。民生局としましては、御申出の件については前向きに検討してまいりたいと存じます。」

参加した地域住民の間に、市は何を言って

いるのだろう、回答が読みあげられたのだろうかといった空気が流れ、重苦しい沈黙が会場を支配した。一瞬の後、猛烈な非難と糾弾の声が一斉にあがった。「前向きとは何んだ」「民生局はいったい何を検討して来たと言うんだ」「朝鮮人の生活実態を知っているのか」「話胞の子達がどんな状況にさらされているのか知っているのか」……怒りと不満の聲が交叉して飛びかうなかで、市当局の人間は、沈黙を続け、ときおりの答弁も、「手続き的にむづかしい面がありまして」「皆さんの御期待にそうよう検討を重ねてまいりたいと思います」といった類の言葉を繰り返すのみであった。

若いオモニが発言する。「私も日本の学校で育ちました。その中でとんだけ朝鮮人だと言って馬鹿にされたか、この思いはどうていあながたには判からないでしょう」「税金はしぼるだけしぼって、権利は与えないと言うのでは、あまりにも私達をバカにしているではありませんか」「ここへ来て、子供達を相手に3日でも過ごしてみなさい、どんなにづらいなかで、韓国人が生活しているのかわかるから」。

激しい糾弾の声と、差別行政の実態がひとつひとつ積みあげられていくなかで、部長は、「もう少しの時間を下さい」「全力をもってこの問題に立ち向きます」と発言した。

口さきだけの、その場しのぎ的な言葉と思いつつも、次回の交渉を約し、差別撤廃に向けた具体案を提示することと、質問状の三項目について回答することを約して、第1回目の交渉は終わった。

議会開催中と検討のさい中である事を理由に、次回交渉の日程を入れようとしない市当局は、ようやく3月7日になって交渉の席についた。「回答できる結論は出ていない」とする市当局は、課長と係長の2名が出席し、民族差別を糾す委員会側から40名が参加する中で2回目の交渉がもたれた。保育室いっぱい埋めた住民側参加者の中に、アボヂ、オモニの姿が目出った。

今議会での条例改正をめざす「委員会」は地域及び川崎市内の署名活動に全力を注ぎ、家庭訪問、ビラまきをするなかで、議会への請願署名2千名を集約し、議会へ提出した。残るは行政より市長提案という形で、今議会での条例改正と実施を勝ちとるべく、委員会では2回目の対市交渉に臨んだ。

しかし、この日も市当局は「総合的に検討をしているさい中である」として、差別撤廃の意志を明らかにすることはなかった。

交渉の席上、地域の日本人中学生が経済上の理由で進路に悩み、自殺をはかった事実が市当局に突きつけられた。実態はこのように深刻であり、受験、進学をひかえたこの時期に、この種の事件が、入学支度金、奨学金制度から排除された在日韓国・朝鮮人子弟のなかから出ないともかぎらない。こうした現実状況を市当局はどう受けとめるのか、差別行政の恐ろしさは、具体的にこうした現実を生み出して行くのであり、こうした事態を市当局としてどう責任をとって行くのか、という問が寄せられたが、出席した課長・係長の口からは一言も誠意ある答弁を聞くことができなかった。

結局この日の交渉は、3月末の交渉において、局長が出席し、実施にむけた具体的な時期を明示するという「確認書」を市側が提出して終った。

■新たな民族運動の模索

川崎の実践グループは、これまでに市側と地域住民をまじえた大衆団交を二度もったがその都度、情宣ビラをまくと同時に、ポスター、立て看板を地域に貼りめぐらし、地域をブロック割にしたこまやかな家庭訪問を続けた。そして、地域実践グループの内部では、奨学金闘争にむけた内部討議資料「民族差別とは何か」（民闘連ニュース、17号より全文掲載中）が作られ、内部での学習が続けられている。

討議資料は、川崎・桜本における数年間の地域実践を、主として韓国入側立場から総括したものであり、民族差別の問題をいかに

とらえ、認識し、具体的な実践に反映しなければならないのかを論理化している。また、行政闘争においては、単なる“物とり”闘争的な運動を止揚するために諸の民族差別を温存し、拡大せしめている社会状況を深く認識し、生活と人格破壊をもたらしている社会的実態を変えていく闘いとしなければならないとしている。討議資料全体を通しての結論としては、地域実践の拠点である社会福祉法人青丘社の位置づけを明確にしつつ、地域における実践の中心軸は「民族差別と闘う」ととでなければならないと位置づけている。

こうして川崎の実践は今、奨学金闘争をきっかけにして、質的に大きな転換ないしは確立をとげようとしている。それは、まさに新たな民族運動が模索され、展開されつつあるということでもある。

（B・J）

〔資料〕

要 望 書

川崎市々長 伊藤三郎 殿

市長におかれましては、日々、川崎市の住民の生活向上、福祉の増進に努力されている事に敬意を表します。

現在、川崎市在住の在日韓国・朝鮮人は1万名を数えますが、日本社会の根深い偏見と差別の中にあって、安定した生計を営む事は困難を極め、そこから派生する様々な社会問題は、まさに市行政の民主化の内実を問うものとして、受けとめられるべきであると私達は考えます。

一昨年、市が私達の要望に応え、児童手当及び市営住宅入居資格における民族差別撤廃に踏み切られたこと、そして政府に対しても在日韓国・朝鮮人の（制度上著しい）無権利状態の（早急な改善）を謳った意見書を出されたことに対して、私達はその前向きな姿勢を高く評価するものであります。しかし、残念ながらそれ以前、以降においても市当局として、過去、在日朝鮮人がどのような社会生活を営むことを余儀なくされているのかを調

査した上、総合的に取り組もうとしたと言うことを、末だ聞いたことがありません。福祉の面のみならず、公立学校に在学する在日韓国・朝鮮人子弟の教育の問題にしても、あたかも何等問題が無いかのごとく放置されて来たと言うのが実情であります。それは、在日朝鮮人の実態に対する市当局の無知、無関心によるものであり、そのことによって民族差別がさらに拡大されて来ていると言っても過言ではありません。

私達は昨年来、在日韓国・朝鮮人に対して就学案内が出されていないことを問題にして来ましたが、教育委員会との交渉の席上、韓国人父母より、合格にもかかわらず、奨学金を受けられないことにより高校進学を断念せざるを得なかったという事実が語られました。

私達は、このような許し難い現実を生み出した制度が今もなお続いていることを考えるとき、奨学金や支度金（要保護児童・生徒入学支度資金、要保護世帯奨学資金、貸付制度）が支給されていないことこそ、川崎市における民族差別行政であると断定せざるを得ません。

私達の公開質問状に対して（本年1月14日提出）市当局（民生局）は、何等誠実に答えることなく、ただ「検討する」と言うだけであります。そこで私達としては、市長の基本的見解なくしてはこれ以上の話し合いを望み得ないと判断せざるを得ません。

市長におかれましては、市行政の怠慢によって、在日韓国・朝鮮人民衆が福祉や教育の面において、基本的人権の保障を得られてこなかったという事実を如何に考え、今後、具体的に、どのように取り組もうとなさるのかという基本的見解を、3月26日までに文章で示して下さいよう、ここに要望いたします。

1977年3月8日

川崎市における奨学金制度の
民族差別を糾す委員会

ミ二情報

■入管問題

・第16回申京煥氏裁判

裁判は、2月21日、東京地裁民事三部で開かれ、在日大韓基督教川崎教会の李仁夏（イ・インハ）牧師が証言を行った。

李牧師は、在日同胞子弟が置かれている差別状況の具体的な事例をあげながら、そういう状況を無視して在日同胞の犯罪・非行・低学力の問題を語ることができない、と指摘した後、「今、同胞青年の中で、差別状況の中にありながらも、それに負けることなく、どの様に民族の誇りを持ち自覚的に生きていくのかを模索する運動が新たに起っている。この同胞青年の主体的に生きていこうとする芽をつまなないで、人間らしく生きるチャンスを与えて欲しい。このチャンスを申君にも与えて欲しい」と訴えた。

なお、次回公判は4月27日同地裁で行なわれ、申京煥氏の母親・金福連（キム・ピルヨン）さんと、妹の申点粉（シン・チョムブン）さんの証言が行なわれる予定。

・協定永住権の消滅めぐり訴訟

去る2月21日、大阪市生野区に住むOさんが法務大臣と大阪入管所長を相手どり、退去強制処分を取り消しを求める訴訟を起した。

Oさんは、韓国人夫婦の七男として生まれ、'68年協定永住権を取得した。'71年5月、結婚相手と会うために帰国した際、再入国許可期間（1年）内に日本に帰ることができず、'72年10月釜山から密入国した。このような経緯で不法入国したOさんは、出入国管理令違反と窃盗罪で'73年2月大阪地裁から懲役4年6ヶ月を言い渡され服役。出所間際の今年1月に大阪入管から退去強制令が出て、出所と同時に大村収容所に送られた。

Cさんは訴状で「(再入国期間の不順守)は、日韓法的地位協定の強制退去事由に該当しないのに送還するのは協定違反」とし、在日韓国人の居住権は最大限保障されるべきだとしている。

これに対し大阪入管は「この処分に日韓協定は関係なく、協定による永住許可は再入国許可の期間を経過した時点で自ら放棄したことになり、失効した。従って協定によらず入管令によって不法入国者として処分した」としている。

今後この訴訟は、協定永住が恩恵か権利かという問題も含め、永住許可の性質が問われるものになるだろう。

・政治亡命問題

宗教的良心からベトナム派兵を拒否し、日本に密入国した韓国人・金理石(キム・イソク)氏と夫人の李春子(イ・チュンヂヤ、20年前に密入国)さんとの3人の子供に特別在留許可を求める訴訟が起されている。

この訴訟は、昨年東京地裁民事二部(三好裁判長)において、「送還されれば命の保障はない」という金さんの訴えを無視し、密入国ということだけで退去強制処分を出した入管の決定を支持する判決が出ている。

現在、金さんは東京高裁に上告しているが入管当局は、これまで継続して出してきた仮放免を打ち切る構えを見せており、強制収容の危険性が増している。

「金理石さんを守る会」では、金さん一家の仮放免の継続、ひいては特別在留許可を得るため、支援を強く要請している。

・連絡先

中平法律事務所 TEL 564-0641

・大村収容所から送還船

去る3月2日、大村収容所から90回目の送還船が出た。今回強制送還されたのは、男121人、女15人の合計136人。

大村収容所からの強制送還者ね1950年10月以来これまで延べ18,765人に達している。

今回の送還は、九州商船の「楓丸」(595トン)が使用された。

■「市報あまがさき」に差別撤廃のコラム

尼崎市が発行している「市報あまがさき」に「民族差別をなくすために」と題して連載コラムが始まった。

これは、兵庫民闘連が尼崎市に対して'75年以来児童手当、公営住宅入居等の行政差別撤廃交渉を続ける中で、同市に民族差別が存在することを認めさせ、これをなくしていく努力の一環として実施されたものである。

今回の連載問題をめぐって「市報あまがさき」が発行以来初めて休刊するなどの迂余曲折があったが、ここまでこぎつけたことは、兵庫における行制差別撤廃闘争の大きな成果として評価されよう。

この連載コラムは2月5日発行の第634号より始まっており、20回連載の予定。一回目は在日韓国・朝鮮人の差別の現実について書かれている。今後、在日韓国・朝鮮人が日本に連れて来られた歴史や差別がどのように作られてきたか、等について連載される予定。

■行政差別撤廃闘争

〔焼津市〕

静岡韓国人福祉増進連絡協議会(静岡韓福祉連)は3月3日、焼津市に対し、児童手当と老人福祉手当を在日同胞にも支給するよう要請した。

この日、市からは服部市長が出席したが、同市長は①在日韓国・朝鮮人も市民であり公平な行政を行いたい。②国単位での法改正が優先する。③今回の市議会には間に合わない。ので、次回市議会で検討するよう善処したい、と語った。

■横浜市に民族教育に関し質問状

在日大韓基督教横浜教会の金君植(キム・クンシク)牧師らは、このほど飛鳥田一雄横浜市長、小林正基同市教育委員会委員長に対し質問状を提出した。

この質問状は、①横浜市の公立学校に在籍する外国人子弟に対する実態をどのように把握し、どのような教育方針を立てているか②在日外国人に就学通知を出さない理由は何か③市立高校の外国語選択課目に朝鮮語を加える用意はあるか④市立小中学校に民族学級の授業を行う用意はあるか、となっている。

同質問状は、金牧師の他に李永欽（イ・ヨンフン、社会福祉法人マルタ会理事長）、任勝煥（イム・スンファン、横浜市における民族差別を撤廃する会代表）、朴米雄（パク・ミウン、民族差別と闘う湘南韓国人の会代表）らが名を連ねている。

■専修学校制度による入学差別事件

民族学校卒業生に対する専門学校の受験拒否事件がまたしても起った。これは、本誌第15号、16号で既報した専修学校制度による民族学校卒業生に対する教育の機会均等を犯した具体的な事例といえる。

受験を拒否されたのは、大阪の民族学校を卒業したA子さんで、拒否したのは社団法人歯友会の大阪歯科技工専門学校（渡瀬透校長）である。

A子さんは、卒業後の進路について担任と相談し、技術を身につけるため専門学校に行くことを決意した。しかし、専修学校制度が頭にあったため、民族学校卒業生の受験資格の確認をいくつかの学校に問い合わせたところ、一条校（文部省認可の学校）卒業生でないとダメ、と断わられた。そして、やっと歯友会の専門学校から「OK」の返事を聞き願書を提出した。ところが、A子さんが他の専門学校で断わられた経緯を説明し、口頭で受験資格を再確認したところ、担当者は“仮り受け付け”とし、詳しいことは追って連絡する、という措置をとった。そしてA子さんが家に帰えると、すでに「受験できない」という電話連絡が家族にされていた。

今回の事件は以上のとおりだが、現場の教師たちは、このようなケースがこれからも作り出されるのではないかと懸念している。

■「国籍条項」による入学差別事件

在日同胞に入学試験を受けさせ、合格通知を出し、入学金まで取っておきながら「国籍」を理由に入学を取り消すという事件が起った。

この学校は福井工業大学（高敏郎学長）で同校は、建学精神に「悠久なる日本民族の歴史と伝統に根ざした愛国心を培い……」とうたい、この精神からも外国人の入学は認めないとしている。

また同校は、'74年にも国籍を理由に在日同胞の受験を拒否し、このため交渉に行った進指研の阪神、丹有支部の代表たちに「水をぶっかけろ」「若い衆を呼んでこい」という強圧的な態度を示した前科（？）がある。

今回の事件に関して、民団福井本部と福井韓国文化センターが、入学取り消しの撤回を同大学に求めるとともに、文部省にも指導の徹底を申し入れることにしている。

■司法修習生採用拒否事件

最高裁判所は3月23日裁判官会議を開き金敬得（キム・キョンドウク）氏を司法修習生として採用することを決めた。

最高裁は'55年の裁判官会議で、司法修習生採用条件の欠格事由の一番目に「外国人であること」という方針を決めて以来、司法試験に合格した12人の外国人（うち韓国籍10人）に対しては、帰化を条件に修習生として採用してきたが、今回初めて外国籍のまま修習生の採用を認めたことになる。このことは、金氏が「民族差別をなくすために弁護士之道を選んだのだから、帰化をすれば在日同胞の信頼を得ることはできない」という訴えに答える形で出てきたものであるし、またこれからも在日同胞が弁護士になれる道を開き法体系の面から民族差別をなくしていく道を開いたものと評価できる。

しかし、今回の決定はあくまでも金敬得氏に対してであって、「外国人であること」は司法修習生採用選考要項の欠格事由であることは何ら変わらない。最高裁としても金氏を修習生に採用することを認めた理由について公式に明らかにしておらず、どの範囲の外国

人に対して認めるかは、今秋に結論を出す予定であるという。そういった意味でもこの問題はこれからも注目していかなければならない。

■「日本学術会議」に差別撤廃の要望書

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会は、代表幹事・徐龍達（ソ・ヨンダル・桃山学院大学経営学部教授）、同・姜文圭（カン・ムンギユ・近畿大学理工学部教授）の名前で日本学術会議の越智勇一会長に対し、「定住外国人科学者の処遇の改善（二外国人科学者の市民権）に関する要望書」を提出した。

この要望書は、在日韓国・朝鮮人は日本の国立大学において、国家公務員・地方公務員として助手には採用されるが専任講師以上にはなれない点と日本学術会議は外国人を排除している点を指摘しこのことに対する日本学術会議の見解を求めている。また、①国公立大学の定住外国人に関する就職差別問題を改善するため政府や関係機関に勧告すること②日本学術会議に外国人科学者の意見が反映できるよう善処すること、の二点について要望している。

■埼玉県で朝鮮人強制連行の歴史の調査活動

埼玉県で「中島飛行機朝鮮人強制連行の歴史を調査する会」が発足し、吉見地区を中心として調査活動が始められた。

同会では、日本の対朝鮮植民地支配の歴史、朝鮮民族に対する搾取と収奪を実態として身近にとらえ、そのような社会的、経済的背景のもとに醸成された日本人の意識を生々しくとらえることが真に在日朝鮮人の問題を日本人の問題としてとらえることになるという問題意識から、1.中島飛行機という企業が作られた経緯と企業の性格を明らかにする。2.吉見における地下工場建設計画の内容を知る。3.吉見で行なわれた朝鮮人強制連行の規模、朝鮮人に課せられた労働の内容、朝鮮人はどのようにして集められどのような待遇をされたか。4.敗戦と同時に地下工場建設事業の必要性が消滅し、更に中島飛行機そのものが解体されたが、本人の意思とは無関係に連行さ

れた朝鮮人に対する生活保障はどのようになされたか（なされなかったか）。5.日本の敗戦後の朝鮮人の生活、行方。6.戦中から敗後にかけて吉見の日本人達は、これらの朝鮮人とどんな関係を有していたか。7.吉見の日本人の朝鮮人に対する感情はどのように醸成されたか。8.財閥解体後、中島飛行機の主流は富士工業として復活しているが、富士工業は韓国政、財界とどのような関係をもち、何をしているか。を調査の主軸としている。

・連絡先

〒350 川越市神明町43-26 鈴木方

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

第7回口頭弁論が3月7日、東京地裁で開かれ、「在サハリン韓国人問題に対して、政治的・道義的責任はあっても法的責任はない」「原告の訴えは行政に対する司法の指揮、監督を求めるものだから却下せよ」との国側準備書面と、「原告らサハリンに連行された人たちは自由募集、官斡旋、徴用のいずれの形態をとっても、それらの実態は強制連行そのものである」とする原告側準備書面がそれぞれ提出された。

■本名呼称裁判

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華（チオエ・チャンホア）牧師が起した本名裁判は結審しているが、崔牧師は、NHKの内部資料に、「国際的な交流が盛んになったりしていけば、将来いつかの時点で全面的に現地音に移行することがないとは断言できない」とする論文が発表されていたのを入手、これを裁判所に提出した。

崔牧師はこの論文が審理再開の妥当性を持つものとして裁判所に審理再開を求めているが、今のところ裁判所は3月28日の判決公判の予定を変えていない。

資 料 案 内

(R A I K 取 り 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・全国版－在日韓国人の闘争－児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 № 6 200円
- ・就職差別問題資料 ― 糾弾!! 労働省・労務行政研究所 № 7 200円
- ・⑧資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG, O LORD: HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号～19号(民闘連刊) 各150円
- ・第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
朴君を囲む会刊(資料集№1) 300円
- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 ― 解放後における大阪を中心は ―
朴君 囲む会刊(資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" №5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 質 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ・エポ (コゲ) 第1集～第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号・第32日 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- ・韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号～4号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- ・申京煥君の強制送還を許すな、 №1～2 申君を支える会刊 300円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・むくげ通信・合本 1976年版 №34～№39 むくげの会刊 600円

・強制送還阻止。／ — 韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい。／ Ⅵ1～2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏改名を許すな。／	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・さつづきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進。／ 7・20集会報告集		
	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 — 民族運動としての地域活動をめざして — 資料Ⅵ1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争記録集 —		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 — 早稲田大学 우리 同窓会七〇年史 —		2,500円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年～1953年)	"	2,600円
・国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 —	佐藤勝巳著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말 を返せ。／の要求に応じて		400円
・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集Ⅵ1	400円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" Ⅵ2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" Ⅵ3	200円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか		
— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	" Ⅵ4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" Ⅵ5	300円
・今日の朝鮮民族差別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	" Ⅵ6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" Ⅵ7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" Ⅵ8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって —		
	資料集Ⅵ 9	200円
・矢田チヨソン友の会“強制連行”の地へゆく	" Ⅵ10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
・사람 (サラム) 民話編1		150円
・ " " 2		200円

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、各地の民族差別と闘う運動を紹介していく中で、具体的に運動体間の連絡を保障していくとともに、教育問題・就職差別・行政差別・入管体制等に関する資料と情報を読者の皆様に提供すべく発行してまいりました。今号をもって第19号となりますがこの間、民族差別によってどう人間が歪められているか、何故民族差別と闘わねばならないのかという関心を深め、民闘連運動の発展に寄与したと自負するとともに、今後とも差別体制を告発し、かつ撤廃させていくものでありたいと思っています。

しかし、民闘連ニュースは、事務局の判断で、すでに民族差別問題に強い関心を持ち、民族差別問題に取り粗んでおられる多くの方々に郵送しているため、今日重大な財政的危機を抱えこむようになりました。このため、昨年末「民闘連ニュース代ご入金のお願い」なる葉書を郵送したところ、「正式の購読契約をしたわけでもないのに、料金の滞納をとがめている……」等のおしかりの言葉をいただきました。一つの運動を進めていく上で、対外関係、とりわけ対人間関係において細心の注意が必要とされるにも拘わらず、事務局が何ら配慮のない葉書を出したことをここに深くお詫びするとともに、財政的危機を迎えた民闘連ニュースを継続化するため、読者の皆様が定期購読者となって下さり、年間定期購読料(2,500円)及びカンパの支援をお願いいたします。

原稿募集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- ・論壇への反論、同調
- ・運動体の紹介、宣伝、アピール
- ・随筆、評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

編集後記

■川崎の奨学金闘争の一貫とした設定された市当局との交渉の場に参加した。川崎在日同胞の人権を守る会のメンバーや保育園の保母それから地域のアボジ、オモニたちも交渉の場にいた。私はそのアボジ、オモニたちの素朴ながらも真に迫った糾弾の言葉を聞いているうちに、何とも言えない感動を覚えた。それは、体をふるわせ声をふるわせ糾弾する彼女らの怒りが、今まで民族差別によって虐たげられ非人間化を強要されていた者の自己回復の過程を示して余りあるものがあったからである。

今日、在日同胞は本国の分断がもたらす矛

盾と、民族差別がもたらす矛盾の二重の阻害状況に生きていると言える。そして、その中であきらめ、あるいは自己を卑下して生きてきた。そんな在日同胞にとって自己の非人間化を強要するものに対して怒りをぶつけていくことが自己回復の必然的な道であると言える。私たちの運動は、差別構造と闘うことを通してひとりの人間を人間たらしめる場を保障することこそにあるのではなからうか。

■民闘連ニュースに対して読者の方々からいろいろな支援の声を寄せていただいている。先日も韓国のキリスト教団体から激励の手紙をもらった。在日同胞の苦しみを民族の痛みとして受け止めてくださっている。本当に感謝したい。

(K. S)

THE JOURNAL OF THE
ROYAL ANTHROPOLOGICAL INSTITUTE
VOLUME XXXV
PART I
1905

民闘連ニュース 昭和52年3月15日発行(毎月1回15日発行)
第三種郵便物認可

発行日 1977年 3月15日 No.19号 頒価150円
発行人 李 仁 夏
在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(R A I K)内
民族差別と闘う連絡協議会
〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL. 03-203-7575
民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京 5-30268
